

補助金の種類

		補助される費用				対象となる施設
		入園料	保育料	教材費や施設維持費等※1	金額 (月額上限)	
幼稚園施設等利用費補助金		○	○	×	25,700円	私立幼稚園（新制度移行園を除く）
保護者補助金		○	○	×	25,700円	都の認定を受けた幼稚園類の幼児施設
保護者補助金	東京都	×	○	△※2	1,800円～ 6,200円※3	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 都の認定を受けた幼稚園類の幼児施設
	青梅市	○	○	○	3,900円～ 5,200円※3	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 幼稚園類の幼児施設等
入園料補助金		○	×	×	10,000円 (入園した年度に1回のみ交付)	私立幼稚園 認定こども園（教育部分） 幼稚園類の幼児施設等

※1 園則に定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。なお、給食費やバス代等の、一部の園児を対象とするものおよび実費負担に当たるものは除きます。

※2 新制度移行園については、補助対象となります。新制度未移行の幼稚園等については、所得や兄弟構成により補助額が1,800円を超える場合に、補助対象となります。

※3 保護者補助金の補助額は、市民税所得割額や兄弟構成によって算定します。

所得階層区分		幼稚園施設等 利用費補助金	保護者補助金			
			東京都			青梅市
			第1子	第2子	第3子	
1	生活保護・市民税非課税	25,700円	6,200円			5,200円
2	市民税所得割額非課税		3,200円			
3	市民税所得割額が77,100円以下		1,800円			4,400円
4	市民税所得割額が211,200円以下				5,600円	
5	市民税所得割額が256,300円以下				5,000円	4,200円
6	市民税所得割額が256,301円以上					3,900円

※保護者補助金の色付き部分は、新制度未移行園における教材費等（※1）が補助対象となる範囲です。

補助金の交付時期・方法（予定）

- (1) 幼稚園施設等利用費補助金 …… 毎月、現物支給されます。
 - (2) 保護者補助金 …… 一部（上限1,800円）が毎月、現物支給されます。また、保護者の負担額を上限として、現物支給分（上限27,500円または1,800円）を差し引いた残りの金額を保護者の口座へお振込みします。
 - 1回目交付（4～8月分） …… 9月末ごろ
 - 2回目交付（9～3月分） …… 4月末ごろ
 - (3) 入園料補助金 …… 9月末または次年度4月末に保護者の口座へお振込みします。
- （注）現物支給…市から施設へ直接支払いを行うため、その分は保護者の負担がありません。

★注意事項

- (1) 補助金額の算定基礎となる市民税所得割額は・・・
- ① 住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の税額控除前の額となります。
 - ② 児童の父母の合計額となります。ただし、以下の条件をすべて満たす場合は、児童と同居の祖父もしくは祖母の税額を算定基礎とします。
 - ・父母の市民税が非課税である。
 - ・祖父母に市民税が課税されている。
 - ・祖父母と同居していることが申請書に記載、または公募等で確認できる。
- (2) 寡婦（寡夫）控除の、みなし適用が対象となります。詳しくはお問い合わせください。
- (3) 各種補助金は、保護者の方が実際に負担された額を限度に補助金の範囲内で交付いたします。
- (4) **保護者補助金の東京都分は4～8月分は前年度の市民税所得割額、9～3月分は今年度の市民税所得割額によって決定します。青梅市分はいずれも今年度の市民税所得割額で決定します。**市民税所得割額が変更になった場合は、補助金も変更になり、還付していただく場合がございますので、ご了承ください。